

# 追加議案一覧表

(平成 28 年 3 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 35 号	湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 36 号	湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
議案第 37 号	平成 27 年度湖西市一般会計補正予算 (第 6 号)



## 議案第 35 号

# 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 18 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

# 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 8 条第 21 項」を「第 8 条第 22 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第9条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(地域密着型通所介護の基本方針)

第6条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 議案第 36 号

### 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 18 日提出

湖西市長 三 上 元

湖西市条例第 号

### 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項の表 1 の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表 2 の項右欄中「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市消防団員等公務災害補償条例附則第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた湖西市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第 2 号に規定する休業補償（以下こ

の項において「休業補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

## 議案第 37 号

### 平成 27 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 27 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,965 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,707,463 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 28 年 3 月 18 日提出

湖西市長 三 上 元

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13	使用料及び手数料	555,137	1,101	556,238
	2 手数料	138,568	1,101	139,669
14	国庫支出金	2,409,891	27,864	2,437,755
	2 国庫補助金	707,790	27,864	735,654
	歳入合計	21,678,498	28,965	21,707,463

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	6,354,730	10,201	6,364,931
	2 児童福祉費	2,880,398	10,201	2,890,599
4	衛生費	3,597,807	5,739	3,603,546
	1 保健衛生費	662,282	5,739	668,021
5	労働費	78,596	7,659	86,255
	1 労働諸費	78,596	7,659	86,255
10	教育費	2,034,404	5,366	2,039,770
	6 社会教育費	364,558	5,366	369,924
	歳出合計	21,678,498	28,965	21,707,463



第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	子育て支援センター運営事業	1,709
		のびのび預かり事業	2,795
		児童発達支援事業	5,197
		湖西市子育て相談事業	500
4 衛生費	1 保健衛生費	健診事後指導事業	682
		幼児健診事業	4,073
		母子保健相談事業	984
5 労働費	1 労働諸費	女性活躍推進事業	7,659
10 教育費	6 社会教育費	家庭教育サポート事業	2,525
		青少年教育の推進事業	2,841
合 計			28,965